

産業医の関係法令

● 労働安全衛生法

第 13 条（産業医等）

- 1 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、医師のうちから産業医を選任し、その者に労働者の健康管理その他の厚生労働省令で定める事項（以下「労働者の健康管理等」という。）を行わせなければならない。
- 2 産業医は、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識について厚生労働省令で定める要件を備えた者でなければならない。
- 3 産業医は、労働者の健康を確保するため必要があると認めるときは、事業者に対し、労働者の健康管理等について必要な勧告をすることができる。
- 4 事業者は、前項の勧告を受けたときは、これを尊重しなければならない。

第 13 条の 2

事業者は、前条第 1 項の事業場以外の事業場については、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師その他厚生労働省令で定める者に労働者の健康管理等の全部又は一部を行わせるように努めなければならない。

● 労働安全衛生規則

第 13 条（産業医の選任）

- 1 法第 13 条第 1 項の規定による産業医の選任は、次に定めるところにより行なわなければならない。
 - 一 産業医を選任すべき事由が発生した日から 14 日以内に選任すること。
 - 二 常時千人以上の労働者を使用する事業場又は次に掲げる業務に常時 500 人以上の労働者を従事させる事業場にあつては、その事業場に専属の者を選任すること。
 - イ 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
 - ロ 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
 - ハ ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務
 - ニ 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務
 - ホ 異常気圧下における業務
 - ヘ さく岩機、鋌（びょう）打機等の使用によって、身体に著しい振動を与える業務
 - ト 重量物の取扱い等重激な業務
 - チ ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務
 - リ 坑内における業務
 - ヌ 深夜業を含む業務

- ル 水銀、砒(ひ)素、黄りん、弗(ふつ)化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務
 - ヲ 鉛、水銀、クロム、砒(ひ)素、黄りん、弗(ふつ)化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務
 - ワ 原体によって汚染のおそれが著しい業務
 - カ その他厚生労働大臣が定める業務
- 三 常時3000人をこえる労働者を使用する事業場にあつては、2人以上の産業医を選任すること。
- (第2項以下略)

第14条 (産業医及び産業歯科医の職務等)

- 1 法第13条第1項の厚生労働省令で定める事項は、次の事項で医学に関する専門的知識を必要とするものとする。
 - 一 健康診断及び面接指導等(法第66条の8第1項に規定する面接指導(以下「面接指導」という。))及び法第66条の9に規定する必要な措置をいう。)の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。
 - 二 作業環境の維持管理に関すること。
 - 三 作業の管理に関すること。
 - 四 前三号に掲げるもののほか、労働者の健康管理に関すること。
 - 五 健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関すること。
 - 六 衛生教育に関すること。
 - 七 労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。
- 2 法第13条第2項の厚生労働省令で定める要件を備えた者は、次のとおりとする。
 - 一 法第13条第1項に規定する労働者の健康管理等(以下「労働者の健康管理等」という。)を行うのに必要な医学に関する知識についての研修であつて厚生労働大臣の指定する者(法人に限る。)が行うものを修了した者
 - 二 産業医の養成等を行うことを目的とする医学の正規の課程を設置している産業医科大学その他の大学であつて厚生労働大臣が指定するものにおいて当該課程を修めて卒業した者であつて、その大学が行う実習を履修したもの
 - 三 労働衛生コンサルタント試験に合格した者で、その試験の区分が保健衛生であるもの
 - 四 学校教育法による大学において労働衛生に関する科目を担当する教授、准教授又は講師(常時勤務する者に限る。)の職にあり、又はあつた者
 - 五 前各号に掲げる者のほか、厚生労働大臣が定める者
- 3 産業医は、第1項各号に掲げる事項について、総括安全衛生管理者に対して勧告し、又は衛生管理者に対して指導し、若しくは助言することができる。
- 4 事業者は、産業医が法第13条第3項の規定による勧告をしたこと又は前項の規定による勧告、指導若しくは助言をしたことを理由として、産業医に対し、解任その他不利益な

取扱いをしないようにしなければならない。

(第5項以下略)

第15条（産業医の定期巡視及び権限の付与）

- 1 産業医は、少なくとも毎月1回作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。
- 2 事業者は、産業医に対し、前条第1項に規定する事項をなし得る権限を与えなければならない。

第15条の2（産業医を選任すべき事業場以外の事業場の労働者の健康管理等）

- 1 法第13条の2の厚生労働省令で定める者は、国が法第19条の3に規定する援助として行う労働者の健康管理等に係る業務についての相談、情報の提供その他の必要な援助の事業（次項において「地域産業保健センター事業」という。）の実施に当たり、備えている労働者の健康管理等に必要な知識を有する者の名簿に記載されている保健師とする。
- 2 事業者は、法第13条第1項の事業場以外の事業場について、法第13条の2に規定する者に労働者の健康管理等の全部又は一部を行わせるに当たっては、労働者の健康管理等を行う同条に規定する医師の選任、地域産業保健センター事業の利用等に努めるものとする。

附則(H8.9.13)

第2条（法第13条第2項の厚生労働省令で定める要件を備えた者に関する経過措置）

次の各号に掲げる者は、第1条（注：平成8年10月1日施行であること）による改正後の労働安全衛生規則第14条第2項の規定にかかわらず、労働安全衛生法第13条第2項の厚生労働省令で定める要件を備えた者とする。

- 一 この省令の施行の日前に新規則第14条第2項第一号に規定する研修に相当する研修として厚生労働大臣が定めるものの受講を開始し、当該研修を修了した者
- 二 平成10年9月30日において労働安全衛生法第13条第1項の産業医として同項に規定する労働者の健康管理等を行った経験年数が3年以上である者